



資料4

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府
男女共同
参画局

女性に対する暴力の根絶に 向けた取組について

令和4年1月20日

内閣府男女共同参画局

女性に対する暴力の根絶に向けた内閣府の取組

女性に対する暴力 とは

重大な人権侵害であり、その根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題

配偶者等からの暴力 ストーカー行為 性犯罪・性暴力 売買春 人身取引 セクシュアル・ハラスメント など

当面の課題等

■ 配偶者等からの暴力への対策の推進、DV防止法等を踏まえた対策の推進

- DV対応と児童虐待対応との連携強化
- 民間シェルター等の先進的取組の促進(パイロット事業)
- 加害者更生プログラムを含む包括的な被害者支援体制の構築
- 新型コロナウイルス感染症対策に係るDV相談体制の拡充(令和2年4月「DV相談+(プラス)」の開始)

■ 性犯罪・性暴力対策の強化、若年層を対象とした性的な暴力の根絶

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月11日決定)に基づく取組の推進
- ワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化
- 「若年層の性暴力被害予防月間」(毎年4月)の実施

■ セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた対策の推進

- 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」(平成30年6月12日決定)に基づく取組の推進

■ 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- 「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～11月25日)の推進 等

第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶(概要)

基本的考え方

- 女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と被害回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題。
- 女性に対する暴力根絶には、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせず、被害者支援にあたっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠。
- 女性に対する暴力を根絶するため、暴力を容認しない社会環境の整備、暴力根絶のための基盤づくりの強化を図り、被害者に対しては、専門的な支援を早期から切れ目なく、包括的に提供する必要がある。

成果目標

項目	計画策定当初	成果目標 (期限)	項目	計画策定当初	成果目標 (期限)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援拠点等の設置件数	47か所 (2020年4月)	60か所 (2025年)	市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	119か所 (2020年4月)	150か所 (2025年)
性犯罪・性暴力事案に対してワンストップ支援センター等で365日緊急対応ができる都道府県数	20都道府県 (2020年4月)	47都道府県 (2025年)	要保護児童対策地域協議会に参画している配偶者暴力相談支援センター数	190か所 (2018年4月)	323か所 (2025年)

施策の実施

1 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ・女性に対する暴力は人権侵害であり、暴力を断じて許さないという社会規範の醸成
- ・相談窓口の周知やSNS等を活用した相談の実施、夜間休日における相談対応の実施等の検討
- ・現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修の充実、民間団体の活用による支援の充実

2 性犯罪・性暴力への対策の推進

- ・性犯罪に関する罰則や刑事手続の在り方に関する検討
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化、質の向上、被害者が相談に付きやすい体制の整備
- ・「#8103(ハートさん)」や「#8891(はやくワンストップ)」の周知

3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

- ・性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための子供の発達段階に配慮した教育の充実
- ・児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員や保育士等に対する厳正な処分の徹底
- ・SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動の効果的な展開

4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ・児童福祉法等一部改正法附則検討条項に基づく検討
- ・民間シェルター等が行う先進的な取組の推進
- ・「#8008」の周知、SNS等を活用した相談の推進
- ・加害者暴力抑止のための地域社会内でのプログラムに関する試行実施を踏まえた本格実施に向けた検討
- ・配偶者からの暴力、児童虐待の対応機関間の連携協力の推進

5 ストーカー事案への対策の推進

- ・被害者の安全確保、加害者への厳正な対処の徹底
- ・緊急時における一時保護及び自立支援を含む中長期的な支援の推進

6 セクシュアルハラスメント防止対策の推進

- ・外部相談窓口の活用等の有効な相談体制整備等の雇用の場における対策の推進
- ・国家公務員における幹部職員も含めた研修の実施、防止対策、厳正な対処の推進

7 人身取引対策の推進

8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応

9 売買春への対策の推進

D V 対策について

配偶者暴力防止法見直し検討・地方公共団体説明会の今後の予定

8月下旬

- 第1回
○DV防止法見直し検討の経緯等について説明
○DV防止法見直しに係る論点について整理

9月～11月

- 第2回～第7回
○整理した論点を踏まえ、ヒアリング・意見交換・素案取りまとめに向けた検討

第8回

報告書素案（中間報告）とりまとめ

12月

12月14日 第1回 地方公共団体説明会

R4年1月

- 第9回
○第1回地方公共団体説明会の結果報告
○関係者からヒアリング

以降

第10回以降

報告書案とりまとめ

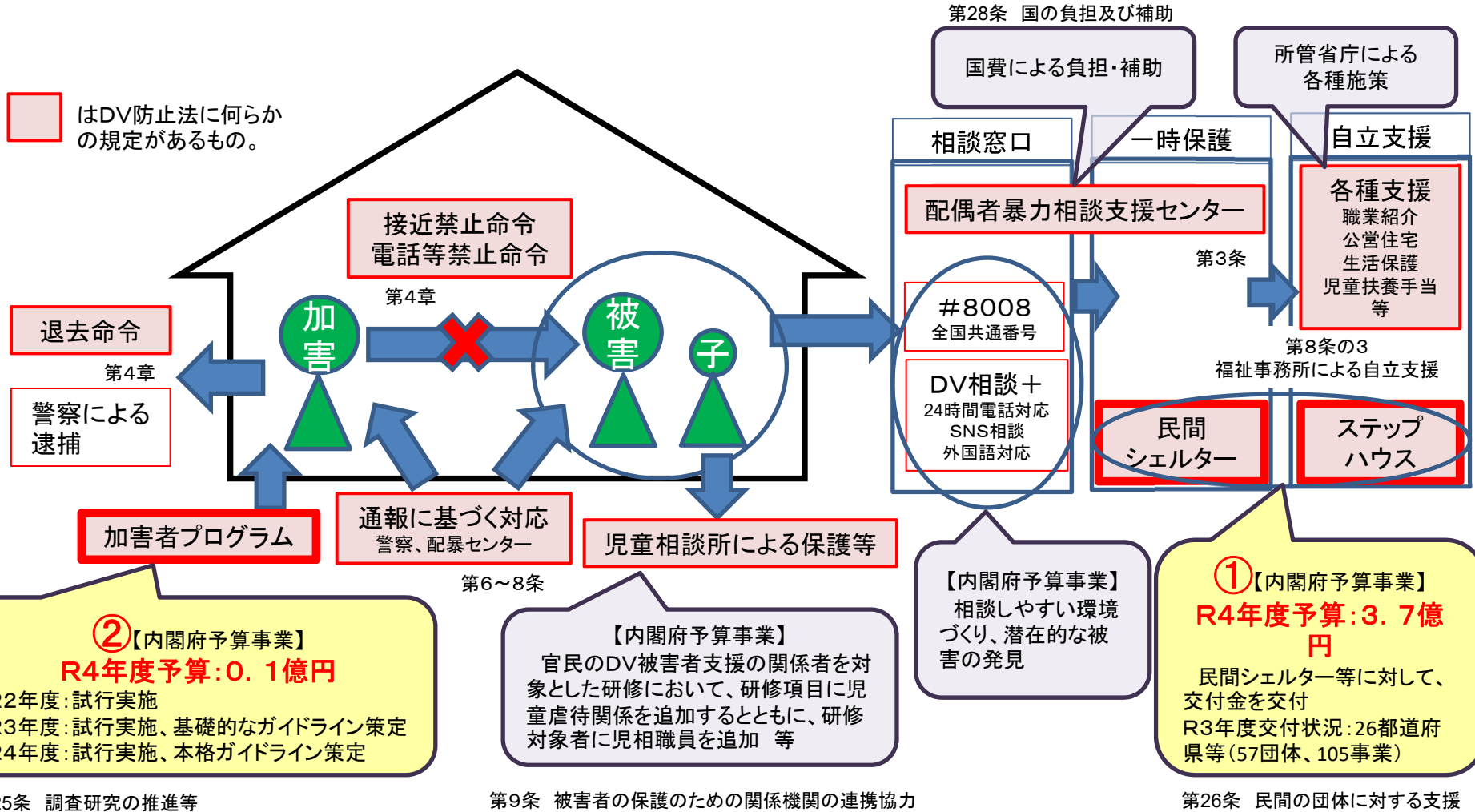
第2回 地方公共団体説明会（予定）

- 法の見直しと並行し、関係府省からなる会議において、生活再建のために必要な手続や非同棲交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）など、配偶者暴力対策の抜本的強化に向けた運用を検討する予定。
- 検討の過程では、**アンケートにより、地方公共団体の御意見を反映させる**予定。

※ 上記のスケジュールは変更の可能性あり。

DV対策の全体像

□ はDV防止法に何らかの規定があるもの。



民間シェルター支援（性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金）

対象

DV被害者等を支援する**民間シェルター等**の先進的な取組を促進する事業

①受け入れ体制整備に要する経費、②専門的・個別的支援に要する経費、③切れ目ない総合的支援に要する経費

予算

約3.7億円

(令和4年当初予算案)

約1.5倍増

2.4
R3当初

3.7
R4決定

(単位：億円)

資金の流れ

内閣府

交付金
(国10/10)

都道府県
政令指定都市
等

委託費等

民間シェルター
等
(NPO法人等)

- 令和4年度も実施予定。管内の民間シェルター等と連携して、本交付金を積極的に御活用いただきたい。（実施スケジュール等は追ってお知らせいたします。）
- 管内の民間シェルター等を把握していない場合には、ぜひ連携に努めていただきたい。

配偶者暴力加害者プログラムの試行実施

【令和2年度】

- 広島県において、地域の民間団体と連携して、加害者プログラムを試行実施。

【令和3年度】

- 広島県、長崎県及び熊本県の3自治体で、加害者プログラムを試行実施。
- 年度末までに、試行実施の結果を踏まえ、地方自治体で活用可能な「基礎的なガイドライン」を策定。



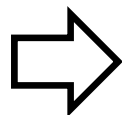
【令和4年度】

- 令和3年度に策定する「基礎的なガイドライン」に基づき、3自治体程度で試行実施。その結果を踏まえ、年度末までに、「本格的なガイドライン」を策定
 - ⇒ 4月頃に、試行実施に参加する自治体を募集する「意向調査」を実施予定。
- 意向調査とともに、各自治体における、民間の加害者プログラム実施団体の把握状況を調査し、自治体に情報共有予定。

DV相談窓口

【DV相談ナビダイヤル】

はれれば
#8008



最寄りの配偶者暴力相談支援センターに電話

⇒ 電話相談・面談・同行支援・保護等



令和2年4月20日開始

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、DVの増加・深刻化の懸念を踏まえて実施。

24時間電話相談

つなぐ はやく
0120-279-889

メール相談

※24時間受付

SNS相談

※毎日12時～22時対応

同行支援

保護

緊急の宿泊提供

WEB面談も実施



soudanplus.jp

外国語相談(SNS相談)にも対応

10言語

※24時間受付

英、中、韓、スペイン、ポルトガル、タガログ、
タイ、ベトナム、インドネシア、ネパール

D V 対策に関する通知等について

DV対策に関する通知等（一覧）

発出年月日	通知・事務連絡名	概要
1 R3. 2. 2	新型コロナウイルス感染症への対応に係るDV被害者に対する支援について（通知）	<ol style="list-style-type: none"> 1. DV被害者に対する適切な支援について 2. DV被害者に対する法テラスとの連携強化について 3. DV被害者の同伴児童等に対する対応について
2 R3. 4. 28	新型コロナウイルス感染症への対応に係るDV被害者に対する継続的かつ迅速な支援について	<ol style="list-style-type: none"> 1. DV被害者に対する継続的かつ迅速な支援について 2. DV被害者の同伴児童等に対する対応について
3 R3. 5. 31	配偶者からの暴力を理由とした避難事例における低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）関係事務処理について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象児童とともに避難している避難者に対する助言等 2. 「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等の発行
4 R3. 6. 7	DV被害者に対する新型コロナワクチン接種の円滑かつ安全な実施について	<ol style="list-style-type: none"> 1. やむを得ない理由がある場合の住民票所在地以外での接種 2. 接種券の再発行
5 R3. 12. 6	配偶者からの暴力を理由とした避難事例における令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））関係事務処理について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象児童とともに避難している避難者に対する助言等 2. 「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等の発行
6 R3. 12. 22	「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））関係事務処理について」の一部改正について	○. 高校生等の取扱いについて追加
7 R3. 12. 23	配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例における住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金関係事務処理について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象児童とともに避難している避難者に対する助言等 2. 「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等の発行

DV被害者に対するコロナワクチン接種の円滑かつ安全な実施について
(令和3年6月7日 男女間暴力対策課長 事務連絡)

DV被害者は、避難先の自治体で、ワクチン接種が受けられます。

- 避難先の市町村において、接種券の再発行が必要であると認めた場合には、接種券の再発行ができます。

(御留意いただきたい点)

- ①接種券の郵送は、原則住民票所在地に対して発送することとするが、市町村が所在を確認した場合や、本人確認郵便等により本人の所在が確認できる場合等に、住民票所在地以外の場所に送付することも差し支えないとされています。
- ②ドメスティック・バイオレンス等で現在の居住地に避難している者については、加害者等に所在を知られる危険を避けるために、接種券を現在の居住地で再発行するなど、被害者等の安全確保に十分配慮した対応を行うこととされています。

配偶者からの暴力等を理由とした避難事例における 給付金関係事務処理について

配偶者暴力（DV）等を理由に避難している方は
避難先の自治体から、給付金を受け取ることができる場合があります。

- 配偶者等からの暴力を理由に避難し、配偶者等と生計を別にしている方は、給付金を受け取ることができる場合があります。

（御留意いただきたい点）

- ①申請には、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書や民間支援団体等が発行する証明書等が必要なケースもありますが、必須となっているわけではないため、市区町村におかれては、柔軟に判断いただきたい。
- ②申請にあたっては、住民票を避難先に移すことは必須の要件ではないため、市区町村におかれては、柔軟に運用いただきたい。

性犯罪・性暴力対策について

性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充

ワンストップ支援センター 全国共通短縮番号(R2.10/1~)



「#8891」
(はやくワンストップ)

性暴力被害者のための 夜間休日コールセンター(R3.10/1~)

性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

性暴力に関するSNS相談 「キュアタイム」

R2.10/2~
(月・水・土 17時~21時)

☆御相談は、いつでも書き込み可能です。☆



キュアタイム

検索

ワンストップ支援センターに関する

通知等について

ワンストップ支援センターに関する通知等（一覧）

	発出年月日	通知・事務連絡名	概要
1	R2.5.18	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける特別定額給付金支給に関する親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱いに係る確認書の発行について	<ul style="list-style-type: none"> 被害者から確認書発行の申出を受けた際は、ワンストップ支援センターで、確認書を発行することが可能であること 対応について周知を依頼
2	R2.6.11	性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定について	<ul style="list-style-type: none"> 強化の方針決定につき、各都道府県においても、対策の強化を要請
3	R2.12.25	夜間休日対応のコールセンター設置に伴う相談対応の整備及び性犯罪・性暴力被害者に対する急性期の医療費支援について（通知）	<ul style="list-style-type: none"> 夜間休日対応のコールセンター設置に伴う相談体制の整備 性犯罪・性暴力被害者に対する緊急期の医療費支援
4	R3.3.23	性犯罪・性暴力に係る証拠採取・保管のための関係機関との連携について（協力依頼）	<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪・性暴力に係る証拠採取・保管について、各都道府県警察、医療機関など地域における関係機関との連携を図り、適切な証拠採取・保管をすること
5	R3.4.28	緊急事態宣言等の発令に伴う性犯罪・性暴力被害者に対する継続的かつ迅速な対応について	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言等の発令中においても、相談窓口の継続的かつ迅速な対応をすること
6	R3.6.14	性犯罪・性暴力被害者に対する新型コロナワクチン接種の円滑かつ安全な実施について	<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪・性暴力被害者は「やむをえない事情があり、住民票所在地以外において接種を受ける者」に該当するため、相談を受けた際等は、当該取扱いについて案内すること 接種券の再発行及び住所地以外への送付ができることから、相談を受けた際等は、当該取扱いについて案内すること
7	R3.9.21	性犯罪・性暴力被害者支援のための夜間休日対応コールセンターの設置について	<ul style="list-style-type: none"> コールセンターの運営及びワンストップ支援センターとの連携について 本年度コールセンターを利用するが、体制を構築できない道府県においては、来年度以降、必要な体制整備をすること
8	R4.1.11	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談員等の処遇改善について（通知）	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度当初予算案の「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」について、前年度の約1.8倍となる4.5億円を計上したところ 予算増額の内容は、①相談員の処遇改善を図るための積算単価の見直し、②24時間365日対応等に対する加算の見直し。 特に、相談員人件費については、その処遇改善が図られるよう、前年度より積算単価を約7.7%増 各都道府県においては、相談員等について、積算単価の増額に見合った処遇改善をすること
※青セルを掲載			

ワンストップ支援センターに関する通知等

- 「夜間休日のコールセンター設置に伴う相談対応の整備及び性犯罪・性暴力被害者に対する急性期の医療費支援について（通知）」（令和2年12月25日付府共第689号）

・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター強化検討会議及びその下に設置した地方分科会での検討を踏まえ、各都道府県におかれましては、以下の2つの項目について下記のとおりそれぞれ地域の実情に応じて御対応いただきますようお願いいたします。

1 夜間休日対応のコールセンター設置に伴う相談体制の整備

- ① **平日の運営時間**について、コールセンターの運営時間との間に対応不可能な時間が生じないように、**10～17時を含む、連続して8時間以上の相談対応体制の整備**
- ② **夜間休日**について、コールセンターにおいて緊急性が高いと判断された相談の支援をワンストップ支援センターに引き継げるよう、**オンコール^注で対応できる緊急連絡体制の整備**

2 性犯罪・性暴力被害者に対する急性期の医療費支援について

被害者が居住する都道府県外での被害等への支援の取扱いが様々であることが指摘されております。

そこで、被害者支援の観点から、急性期の医療的支援を必要とする被害者が、ワンストップ支援センターを通じて医療機関を受診した場合には、被害者の居住地及び被害の発生地に関わらず、そのワンストップ支援センターを所管する都道府県において医療費支援の対象として、御対応いただきますようお願いいたします。

注) 「オンコール」とは、コールセンターで受けた相談のうち、緊急対応が必要な相談について、コールセンターからの連絡を受け、相談者に電話等で連絡し、必要に応じて、病院や警察等に同行するなどの支援を行うこと。

ワンストップ支援センターに関する通知等

● 「性犯罪・性暴力に係る証拠採取・保管のための関係機関との連携について（協力依頼）」（令和3年3月23日付事務連絡）

- ・ 性犯罪・性暴力に係る証拠採取・保管については、性犯罪・性暴力の特性を踏まえた被害者支援の観点から、被害者が被害の届出を躊躇している段階であっても、ワンストップ支援センターと関係機関が連携して、速やかに必要な対応を実施することが重要となります。

そのため、各都道府県においては、それぞれの地域の実情に応じて、各都道府県警察、医療機関など地域における関係機関との連携を図り、適切な証拠採取・保管を行うように御指導、御協力をお願い申し上げます。

● 「性犯罪・性暴力被害者支援のための夜間休日対応コールセンターの設置について」（令和3年9月21日付事務連絡）

- ・ この度、下記のとおり、コールセンターを設置、開設いたしますので、御報告いたします。コールセンターを利用する道府県におかれましては、ワンストップ支援センターとコールセンターとの連携強化について、格段の御協力をいただけますようお願いいたします。

4 コールセンターの運営及び連携について

コールセンターで受け付けた相談については、必要に応じ、相談者の居住地等のワンストップ支援センターの緊急連絡先に連絡し、対応を依頼します。また、コールセンターは、夜間休日に受けた全ての相談について、相談者の居住地等のワンストップ支援センターに報告を行います。本年度コールセンターを利用するが、「休日夜間対応のコールセンター設置に伴う相談対応の整備及び性犯罪・性暴力被害者に対する急性期の医療費支援について（令和2年12月25日付け府共第689号内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長通知）」に基づく体制を構築できない道府県においては、来年度以降、必要な体制整備をお願いいたします。

ワンストップ支援センターに関する通知等

- 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談員等の処遇改善について（通知）」
（令和4年1月11日付府事務連絡）

内閣府においては、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」（令和3年6月16日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定）における「性犯罪・性暴力被害者のための交付金を拡充し、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの安定的な運営、相談員の処遇改善を図る」との記載に基づき、相談員の処遇改善等を図るため、昨年末に閣議決定された令和4年度当初予算案の「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」について、前年度の約1.8倍となる4.5億円を計上したところです。

予算増額の内容は、①相談員の処遇改善を図るための積算単価の見直し、②24時間365日対応等に対する加算の見直しとなっております。特に、相談員人件費については、その処遇改善が図られるよう、前年度より積算単価を約7.7%増としております。

これを踏まえ、各都道府県におかれては、相談員等について、積算単価の増額に見合った処遇改善を行うようお願いいたします。

性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和4年度当初予算案 455百万円】
(令和3年度予算額 246百万円:前年度1.8倍増)

予算増額の主な内容について

- ◆ 予算増額の主な内容： ①相談員の処遇改善を図るための積算単価の見直し（積算単価を約7.7%増）
②24時間365日対応等に対する加算の見直し

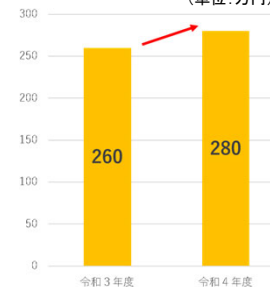
交付金概要案(※令和4年度の交付要綱については現在検討中)

- ◆ 交付先： 都道府県・政令指定都市、中核市
- ◆ 対象経費： 都道府県等が負担した以下①～②に関する経費
 - ①相談センターの運営費等
(人件費(【拡】支援員の処遇改善、事務職員の配置、コーディネーター等の配置、【拡】24時間対応への取組加算 等)、広報啓発、関係機関との連携強化、法的支援、コールセンターとの連携に係る経費、先進的な取組に要する経費(SNS対応、外国語・手話対応 等)
【拡】拠点となる病院の整備・質の向上に係る取組加算 等)
 - ②被害者の医療費等
(緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、カウンセリング費用
他県居住者の被害の支援に係る経費(急性期)、証拠採取キット等の購入に係る経費、人工妊娠中絶に要する経費 等)
- ◆ 交付率： 対象経費の1/2(「②被害者の医療費等」は1/3)
- ◆ その他： 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先(本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

地方公共団体における対応のお願い

- ◆ 相談員の処遇改善： 積算単価の増額(約7.7%)に見合った処遇改善
- ◆ 国設置のコールセンター利用における体制整備： ①オンコール体制の構築
②平日8時間以上の運営時間の確保

処遇改善イメージ(相談員年収)
(単位:万円)



広報・啓発について

令和3年度「女性に対する暴力をなくす運動」の主な取組について

政府では、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施。（平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定）

潜在化しやすい女性に対する暴力の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進する。今年のテーマは「**性暴力を、なくそう**」。

○ 啓発物の作成・配布（ポスター・リーフレット・カード・シール・パープルリボンバッジ）

「性暴力をなくす」という社会の意識の醸成と相談窓口の周知を図る啓発物を全国の自治体、関係機関・団体、公立図書館等に配布。

【ポスター等で伝えたいメッセージ】

- ・ 傷つけた方が悪い。性暴力に言い訳は通らない。
- ・ 望まない性的な行為は、性暴力です。
- ・ 性暴力の悩み、ひとりで悩まず、相談を。



<啓発カード>



<啓発シール>



<令和3年度ポスター・リーフレット>



<描きおろし漫画>

○ 漫画家 西原理恵子さん描きおろし漫画

○ 全閣僚による運動期間中のパープルリボンバッジの着用

○ 企業との連携

賛同企業による、SNS等での周知や社員のパープルリボンバッジ着用



<賛同企業>



<パープルリボンバッジ>

○ 政府広報との連携

- ・ BS朝日「宇賀なつみの そこ 教えて！」
- ・ Yahoo!バナー広告（11/8～11/14）
- ・ 視覚障害者向け広報

○ パープル・ライトアップ

全国47都道府県・327カ所で、ランドマークを女性に対する暴力の根絶のシンボルカラーである紫色へのライトアップを実施

ライトアップ実施数 令和元年度：46都道府県193カ所
令和2年度：46都道府県263カ所
令和3年度：47都道府県327カ所

今年度初めて、すべての都道府県でライトアップを実施していただきました。御協力ありがとうございました。

若年層を対象とした性的な暴力の根絶

● 若年層の性暴力被害予防月間

【期間】 毎年4月

【目的】

これまでのAV出演強要やJKビジネスなどの問題の更なる啓発に加え、深刻化しているレイプドラッグの問題、酩酊状態に乗じた性的行為の問題、SNS利用に起因する性被害、セクシュアルハラスメント、痴漢等、若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声掛けの必要性などの啓発を行い、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を徹底する。

【主な実施事項】

- (1) ポスター、リーフレットの作成・配布、テレビ、ラジオ、インターネット等のメディアを利用した広報活動
- (2) インフルエンサーや有識者と協働したオンラインイベントの実施
- (3) SNSやトレインチャンネル等を活用した広報

【今後の予定】

令和4年の月間においては、同年4月からの成年年齢の18歳への引下げを受け、契約に関する注意喚起等、積極的な広報・啓発を実施。



<令和3年度ポスター・リーフレット>

人身取引対策に係る広報

【概要】

- ・ 人身取引（性的サービスや労働の強要等）は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。
- ・ 「人身取引対策行動計画2014」（平成26年12月策定）に基づき、内閣府では毎年、ポスターやリーフレットを作成し、広報啓発活動を行っているところ。
- ・ この点、米国の報告書においては、「商業的性行為の需要削減に十分な努力を払わなかった。啓発活動の内容の多くは、需要者側を対象にしているのではなく、被害者を対象にしたものであった。」と指摘されており、特に性的搾取の需要者側（買春を行うもの等）といった加害者側への広報・啓発を積極的実施する。

【主な実施事項】

(1) ポスター、リーフレットの作成・配布

※今年度は、**加害者向け・被害者向けの2種類作成！**

(2) 啓発用動画の作成、広告

※**加害者向け・被害者向け・一般国民向けの3種類の15秒程度の動画**を作成し、**Twitter等のSNS広告や車内の広告を実施！**

【今後の予定】

令和4年3月中 ポスター・リーフレットの配布
動画の掲載、広告

多くの方にみていただけるよう、ポスター等の掲示や、動画のSNS投稿など、御協力をお願いします！

人身取引は人間の尊厳を傷つけ、人権を軽視する重大な犯罪です。国の内外を問わず処罰の対象です。

匿名によるご相談、無料提供はこちら
0120-924-839

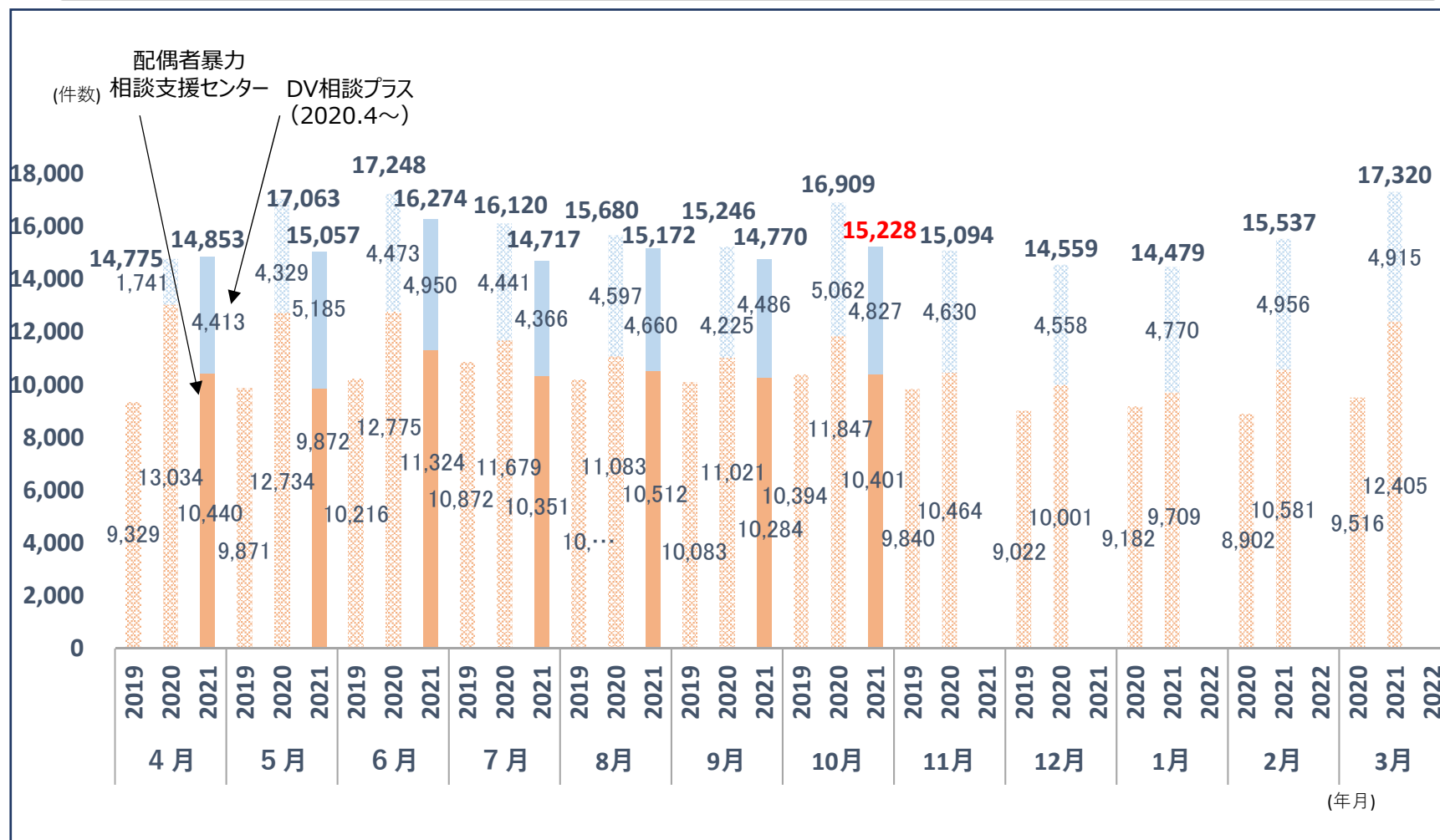
政府広報オンライン
https://www.kouhou.go.jp/

内閣府 内閣府 警察庁 法務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁

參考資料

DV相談件数の推移

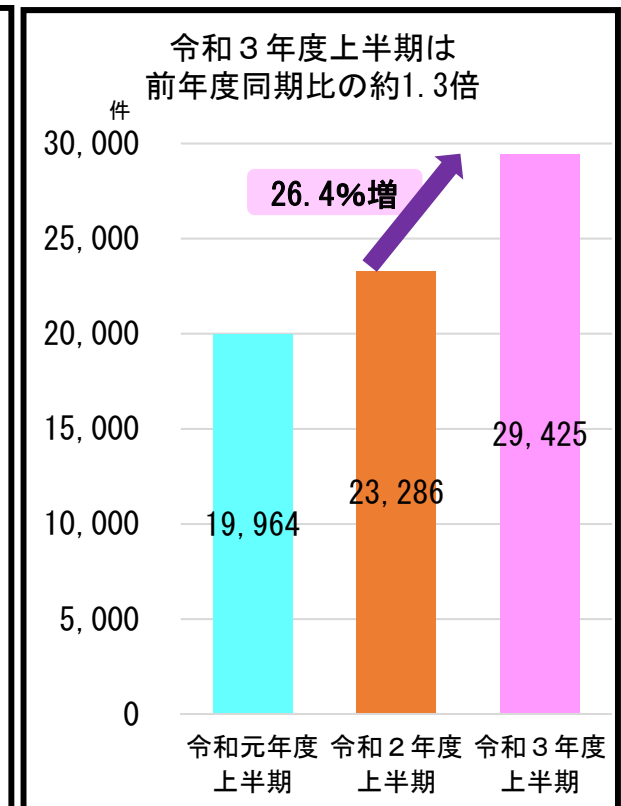
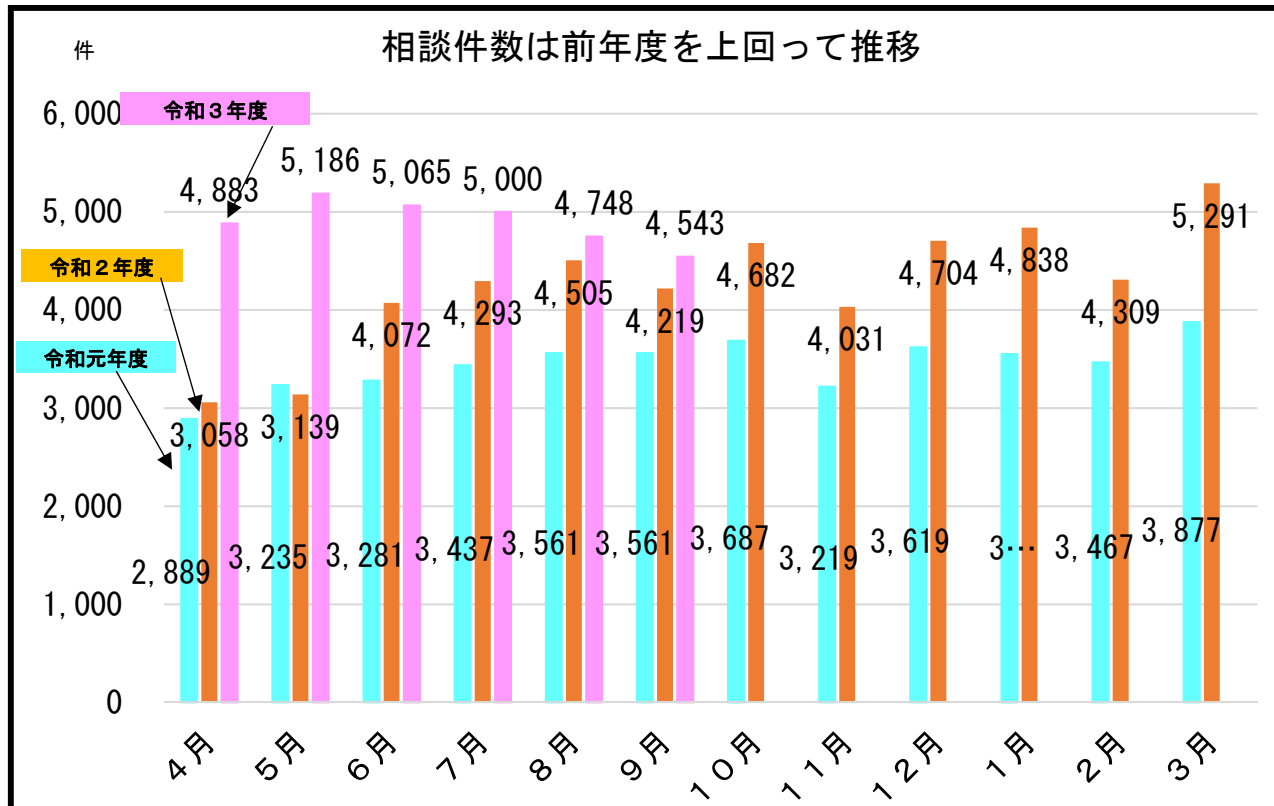
- ✓ DV相談件数の推移を見ると、2020年度の相談件数は、19万0,030件であり、2019年度の約1.6倍。
- ✓ 2021年10月の相談件数は、1万5,228件となっている。



(出典)内閣府男女共同参画局調べ
 ※全国の配偶者暴力相談支援センターからの相談件数は、令和3年10月31日時点の暫定値

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの 全国の相談件数の推移

- ✓ 令和2年度の相談件数は前年度を上回って推移。全体では前年度比で約1.2倍。
- ✓ 令和3年度上半期の相談件数は前年同期比の約1.3倍。



(内閣府男女共同参画局調べ) ※相談件数は、電話・面接・メール・SNSによる相談の合計。